

○三重県国民保護協議会条例

平成十七年三月二十八日三重県条例第四号

三重県国民保護協議会条例をここに公布します。

三重県国民保護協議会条例

(趣旨)

第一条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第三十八条第八項の規定に基づき、三重県国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員及び専門委員)

第二条 協議会の委員は、五十五名以内とする。

- 2 協議会に、専門の事項を調査させるため、必要に応じてその都度専門委員を置くものとする。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

第三条 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第四条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第五条 協議会に幹事若干名を置く。

- 2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから知事が任命する。
- 3 幹事は、協議会の所掌する事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(部会)

第六条 協議会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(雑則)

第七条 この条例に定めるもののほか、協議会の議事その他協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。